

◎公表すべき維持管理状況に関する情報(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項)

・焼却処理した一般廃棄物の数量 可燃ごみ 単位:トン

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	1171.81	1009.07										
2号炉	884.97	985.98										
合計	2056.78	1995.05	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

・燃烧ガス温度等

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃烧室中の燃烧ガス温度 測定位置: 燃烧室出口 単位:℃												
1号炉	1,055	1,030										
2号炉	1,022	1,016										
集塵器流入燃烧ガス温度 測定位置: 集塵機入口 単位:℃												
1号炉	198	197										
2号炉	198	197										
一酸化炭素濃度 測定位置: 誘引送風機入口 単位:ppm												
1号炉	16	14										
2号炉	16	11										

※測定値については連続測定のため、日平均の月平均。

・ガス冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去

除去を行った設備	1号炉ガス冷却設備	1号炉排ガス処理設備	2号炉ガス冷却設備	2号炉排ガス処理設備
実施日	運転中、タイマーにて随時実施		運転中、タイマーにて随時実施	

・排ガス測定の結果

1号炉

焼却炉		1号炉			
採取場所	煙道	煙道	煙道	煙道	煙道
採取日	2022/4/26				
報告日	2022/5/31				
測定項目	基準値				
ばいじん(g/m ³ N)	0.15	0.0001			
硫黄酸化物(mN/h)	()内の数値	0.2(68.0)			
窒素酸化物(ppm)	250	160			
塩化水素(mg/m ³ N)	700	13			
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³)	5				

※硫黄酸化物の基準値は届出値

2号炉

焼却炉		2号炉			
採取場所	煙道	煙道	煙道	煙道	煙道
採取日	2022/4/26				
報告日	2022/5/31				
測定項目	基準値				
ばいじん(g/m ³ N)	0.15	0.00007			
硫黄酸化物(mN/h)	()内の数値	0.16(66.6)			
窒素酸化物(ppm)	250	100			
塩化水素(mg/m ³ N)	700	16			
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³)	5				

※測定回数 ・ばい煙(排ガス)測定: 年2回以上(大気汚染防止法施工規則第15条)
 ・ダイオキシン類測定: 年1回以上(ダイオキシン類対策特別措置法第28条)